平成２８年（フ）第７７号
香川県丸亀市本島町福田429番地
債務者　北脇　亜紀
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３８５号
宮城県黒川郡大郷町味明字広畑８番地の１
債務者　水間　美紀（旧姓赤間）
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３０２号
千葉市美浜区幸町１丁目７番１棟410号
債務者　古谷　　淳
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６２３号
千葉県船橋市南海神１丁目１番21号　メイプルハウス南海神Ｂ―103号
債務者　荒川　秀夫
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６５７号
千葉市稲毛区小中台町547番地４　ＳＣヒルズ米市503号
債務者　松本絵里子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６７１号
千葉市緑区誉田町２丁目25番地72　フォーブル浅野201号
債務者　山﨑　**廣**子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６８１号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目９番23号　ノーブル花見川202号
債務者　花輪　幸宏
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４２号
兵庫県姫路市上手野80番地２
債務者　水川　美穂
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１４３号
福岡県久留米市長門石４丁目５番14―５号、前住所福岡県久留米市長門石４丁目13番37号グリーンライフ長門石Ａ棟102号
債務者　福山　亜矢
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１５３号
福岡県久留米市大石町201番地１　レオパレスさちはな108号
債務者　井樋　道雄
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３８号
長崎県長崎市本尾町19番21号　202
債務者　山口ひとみ
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
愛媛県宇和島市和霊中町１丁目３番５号　ポパイハウス　ウィンピー２、住民票上の住所愛媛県宇和島市吉田町河内甲1970番地４
債務者　清家　貴子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第３０号
愛媛県西予市宇和町卯之町２丁目378番地
債務者　毛利　壽美
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第３１７３号
大阪市城東区鴫野西５丁目２番27号201
債務者　福里　真紀
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１７４号
大阪市西区本田４丁目９番23―506号
債務者　松浦　孝司
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９５号
愛知県豊橋市緑ケ丘１丁目14番地９（305）
債務者　メンテナンスサコグチこと　窄口　茂孝
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部